

シカゴ条約とICAO ANNEX

2005/3/18

日本ビジネス航空協会
協賛 日本航空技術協会

シカゴ条約

- 国際民間航空が一定の秩序に従い安全に行なわれるためには、**国家間の申し合わせが必要**。航空の発達過程で必然的に申し合わせとして形成された合意が**国際民間航空条約**。
- これにより、各国の航空法は基本的にはほぼ同じ内容になっている。
- **1910年**：国際的なルールの制定が必要との合意に至り、そのための最初の会議がフランスで行われた。欧州18カ国の参加のもとに行われ、航空にかかわる基本事項の取り決めが行われた。安全運航のための技術的内容はその後にも引き継がれて行きました。
- **1919年**：第一次世界大戦ごにパリで平和会議が開催され、ここで、航空の民間利用を取り扱うため専門の航空委員会(Aeronautical Commission)が設けられた。更に国際航空会議が開催され、43箇条からなる条約が38カ国により結ばれた。“技術”、“オペレーション”、および“組織”の側面に関するもの。国際委員会(ICAN: International Commission of Air Navigation)を設立。
- **1944年**：米国が英・仏など主要国の同意を得て招請国となり、シカゴ会議が国際民間航空会議として開催された。52カ国が参加、11月1日から始まり、12月7日に参加国代表者が最終議定書(Convention on International Civil Aviation: 一般には“**シカゴ条約**”)に署名をした
 1. 航空機の管理システムを確立し、その**運航の安全確保、および航空機の技術的問題**に関する国家間の協力。 ICAO ANNEX
 2. 航空運送の経済的部分、航空機が**国際運送のために飛行できる路線や、その路線に航空会社が投入できる輸送力**に関するもの 「国際航空運送協定」と、それとは別に上空通過と技術着陸だけを「**国際航空業務通過協定**」を定め、どちらに加入するかは各国に委ねる。後者を選択する場合は別途「**2国間協定**」が必要。
 3. 具体的に事を進めるための常設機関であるICAOの設立が決められ、1947年4月にICAOとして正式に発足。

- Chapter1 一般原則と条約の適用範囲

締結国はその領土上の空間において主権を有することを認知。本条約は民間空機を対象として適用するものであり、締結国の航空機が他国の領土の上空を飛行し、あるいは着陸する場合には、当該国との特別協定、あるいはその他の方法による許可を受け、その定めに従わなければならない。

- Chapter2 締結国の領空における飛行

- **定期国際航空以外**の場合については；

条約を締結した国は、他の締結国の航空機が飛来して、ノンストップでその領空を通過すること、あるいは貨物や郵便物の積み込み、取り卸しを目的としない場合に限りその領土内に着陸すること(国内移動を含む)、を事前の許可を得ること無く、行なう権利があることを認める。

他の締結国の航空機で有償または貸切りで貨客や郵便物の積み込み、取り卸しに従事する場合も、article 7(カボタージュ)の規定に従うこと、およびそうした行為が行なわれる締結国は、規則、条件あるいは制限を課する権限を有することを前提に、貨客や郵便物の積み込み、取り卸しを行なう権利を有する。

- **定期国際航空**の場合については；

当該締結国の特別な許可、あるいはその他の認可を受け、その定める条件に従わない限り、飛来する、あるいは領土上空を通過することは出来ない。特別な許可とは「**二国間協定**」「**国際航空運送協定**」。

- article 7(カボタージュ)

各締結国は、他の締結国の航空機が、自国の領土内で、有償で貨客や郵便物の積み込み自国領土内の他の地点に向かう事を拒否する権利を有する。ただし、全ての締結国に対し等しい例外許可条件を設け、これに準じて許可する権利を有する。

- Chapter2 締結国の領空における飛行(続き)
 - 飛行および離着陸が行なわれる場所について、各締結国は、**軍事上の必要または公共の安全のため**、一定の区域の上空の飛行を一律に禁止する、あるいは制限することができる。
 - 他の締結国の航空機は、税関およびその他の検査を受ける関係上、締結国の規制が要求するときは、**指定する空港**から入国し、かつ出国しなければならない。
 - 航空機の貨客に係る、入出国管理・通関・検疫に関する締結国の法令は、入国、出国に際し、または当該機が同領土内にある間、遵守されなければならない。
 - 航空に適用される法規については、締結国に出入りする、あるいは領土内を飛行する全ての航空機は、その国籍の如何に係らず、当該国のものが適用され、それに従わなくてはならない。
 - 一方、当該国もこれが実態として守られるよう、**その法規をできる限り各国共通なものとする手立てを尽くさなければならず**、その観点で本条約を常時反映すものである事を要求している。つまり実質的には**どの国の航空法規も本質的内容は同じ**である事が要求されている。
 - 定期国際航空業務に従事しない航空機に関しては、類似の運航に従事する自国の同級の航空機が支払う料金より高額であってはならない事。
 - 定期国際航空業務に従事する航空機に関しては、類似する自国の定期国際航空業務に従事する航空機が支払う料金より高額であってはならない事、を求めています。
 - 料金について、関係国から抗議があった場合、国際民間航空機関(以下ICAO)理事会はこれを検討し、その結果の報告を公開し、それに基く勧告を行なう。

• Chapter 3 航空機の国籍

- 航空機は登録国の法規に従い登録を受けた国の国籍を有し、その適正な国籍および登録の記号を掲げなければならない。
- 同時に複数の国籍を有する事は出来ないが、国籍を変更する事はできる。
- 各締結国は他の締結国またはICAO の要求がある場合、自国で登録された特定の航空機の登録、ならびに所有権に関する情報を提供しなければならない
- 各締結国はICAO に対し、自国に登録され、国際航空に携わっている航空機の、所有や管理にかかわるデータを報告しなければならない事、ならびにICAO はその情報を他の締結国の要請がある場合には開示するものである事を定めている。

• Chapter 4 航空を促進する手段

- 各締結国は航空機が複数の締結国の領土間の運航を容易にし、これを促進するために、また、とりわけ**入出国管理、通関、検疫にかかわる法規上の手続きによって、航空機や乗員、貨客に不必要に手間どらせることの無い様**、特別な規則を設けるなど、あらゆる**実行可能な方策を講じる事に同意するものである事**。
- **税関および入出国の手続きについては、各締結国は実行可能と認める限り、シカゴ条約に基き随時設定され、勧告される方式に従い定めるものに従う。**
- 航空機およびそれに搭載される燃料・潤滑油・予備の部品および貯蔵物・装備品、は取り卸さない場合は勿論、あるいは取り卸しても保税処置をしている限り免税となる。また交換部品などの(別の航空機などによる)輸入に関しても免税措置がなされる。

- Chapter 4 航空を促進する手段(続き)
 - 各締結国は、その領土内で遭難した航空機に対して実行可能な限りにおいて救援措置をとらなければならない。
 - その国の当局の監督に従う事を条件に、当該機の所有者または**登録国の当局が救援措置をとることに同意する事。**
 - **各締結国は搜索活動への従事に関しては、シカゴ条約に基いて随時勧告される方式(I C A O ANNEXES 12 Search and Rescue に定められる)に従い協力する事。**
 - ある締結国の航空機が他の締結国の領土内で事故を起こした場合、それが死傷者を伴う場合や、重大な航空機、または施設の欠陥を示唆するものである場合には、**事故が発生した国**はその法律の許す範囲で、I C A O が勧告する方式(I C A O ANNEXES 13 Accident and Incident Investigation)に従い**事故の調査を行う。**
 - 当該航空機の登録国は調査に立ち会う者を任命する機会を与えられなければならない、調査を行なう国は調査の所見や報告を登録国に随時伝達すること。
 - 締結国には、実行可能な範囲において、シカゴ条約に基いて随時勧告される、または設定されるICAO ANNEXの標準および方式に従って、その領土内に空港・無線施設・気象施設・その他、の航空施設を設置すること。
 - 通信手続・符号・記号・信号・照明および他の、運航上の実施方式や規則にかかわる標準様式を採用し実施する事。
 - 航空地図、およびチャートの刊行を行う上で国際的措置に協力する事。

- Chapter 5 **航空機が備えるべき要件**

- 国際航空を行なう締結国の全ての航空機には、本条約で定める要件に適合した、以下の**書類の携行**が求められる。

登録証明書 - 当該航空機の登録国が発給した、あるいは有効と認めたもの。発給あるいは有効と認めた要件が、ICAO ANNEX 7 に設定される最低標準と同等以上である限り、他の締結国からも有効なものとして認められる。

耐空証明書 - 当該航空機の登録国が発給した、あるいは有効と認めたもの。発給あるいは有効と認めた要件が、ICAO ANNEX 8に設定される最低標準と同等以上である限り、他の締結国からも有効なものとして認められる。

各乗組員のライセンス - 操縦者、およびその他の乗組員の技能証明書 (licenses of competency) および免状 (certificate) で、当該航空機の登録国が発給した、あるいは有効と認めたもの。ただし、各締結国は自国の領土上空の飛行に関しては、他の締結国がその自国民に対し与えた技能証明書、および免状を拒否する権利を留保している。

航空日誌 - 航空機、乗組員、各飛行の細目を記入したもの。

無線機を装備する時は、**航空機局免許状** - 当該航空機の登録国が発給したもの。当該航空機の登録国が発給した特別の免状を所持した乗組員に限って使用する事ができる。

旅客を運送する時は、その**氏名、乗込み地および目的地を記載した書類**。

貨物を運送するときは、**積荷目録および貨物の細目申告書** (軍需品または軍用機材は運送してはならない)。その他、各締結国は公の秩序および安全上の理由がある場合、物品の輸送をその領域内および上空で運送する事を制限し、禁止する権利を留保している。

• Chapter 6 国際標準と勧告方式

- 各締結国は航空運送を容易にし、向上を図る上で統一が有用と考えられる事項については、実施可能な範囲で最大限の統一を図る事への協力が求められている。これに該当する事項は、例えば航空機、従事者、および航空路とそれらに付帯するサービスに係る、法規、標準、方式、組織等。このためにICAOは必要に応じて、随時、以下の各項に係る、国際標準(international standards)や勧告する方式(recommended practices)についてICAO ANNEXとして設定、および改訂を行う。
- 各締結国は自国の標準および手続きを、ICAO ANNEXに合致させなければならない。
- しかし、完全一致は不可能とする国、あるいは特定事項について異なる標準や手続きが必要な国は、速やかにその差異についてICAOに通告しなければならない。
- 国際標準の改正があった場合で、自国の規制または方式をそれに応じ改正しない国は、国際標準を採択の日から**60日以内**にICAO **理事会に通告**し、その事に関して**自国がとろうとする措置を明示する事**が求められている。**理事会**はこれを受けて、直ちに他の全ての**締結国に通報**する事になっている。
- 航空機の耐空証明については、耐空性または性能において、**発行時点の国際標準に何らかの点で合致しない場合**、その差異の詳細が**耐空証明に裏書される**、または添付される事が求められている。
- 従事者の免許証についても、その等級において、発行時点の国際標準に何らかの点で合致しない場合、その差異の詳細が免状に裏書される、または添付される事が求められる。
- 裏書された耐空証明や免許証を以って国際運航を行う場合には、その航空機が飛来する国(または国々)の許可を必要とする。裏書された耐空証明を**最初に発給した国以外**の国における、このような航空機の登録や、使用、およびその部品の使用は、それらを輸入する国の判断に委ねられる。

• Chapter 7 国際民間航空機関 ICAO

- シカゴ条約によって国際民間航空条約機関(以下ICAO)と呼称する機関を組織する事、およびこれは総会、理事会、その他の必要な機関からなる事が定められている。
- ICAO の目的は国際航空の以下の各項目に係る、原則の樹立、技術の発展、および計画や開発の推進にある；

世界の民間航空の安全で、秩序ある発展を確保する。

平和目的のために航空機の設計および運航の技術の発展を促す。

国際航空のための航空路、空港、航行援助施設の開発を促す。

安全で、正確で、効率的かつ経済的な航空運送に対する世界の人々の要望に応える。

不当な競合に起因する経済的な損失を防止する。

各締結国の権利を完全に確保する中で、各締結国の航空会社が公正な運航の機会をもてることを確保する。

各締結国間の不平等を回避する。

国際航空における飛行の安全向上を推進する。

国際民間航空のあらゆる分野の発達を全般的に推進する。

- ICAO は、各締結国の領域内で、任務遂行に必要な法律上の行為能力を享受しており、関係する国の憲法や法律と両立する限りにおいては、完全な法人格を付与されている。

- Chapter 8 ICAO-総会

- **総会の開催**、および表決について - 定例総会は3年に1回とし、臨時総会は理事会が招集する、または10以上の締結国の要請がある場合に開催される。
- **権限および任務**について - 本条約の修正または改正の承認を含め、全ての決定にかかわる権限を有している。**一部を理事会に委任**する事ができる。

- Chapter 9 ICAO-理事会

- 理事会は、航空運送において重要な国、地域を代表する国、航空用施設の設置に貢献度の高い国の中から総会で選ばれた、33カ国で構成する。
- 常設機関で、任期は3年。理事会は議長(President of Council)を選出する。

- 理事会には以下の**義務的任務**が課せられている；

総会に年次報告を提出する。

総会の指示、ならびに本条約で課せられる任務および義務を遂行する。

理事会の**組織**、**ならびに運用規則**を決定する。

航空委員会(Air Navigation Commission)を設置し、その任務を定める。

機関の**会計**を管理する。

事務局長(Secretary General)なる主席行政官を任命し、その他必要な職員の任務に関する規程を作成する。

航空の進歩、ならびに国際航空業務の運営に必要な情報の要請、収集、審査、公開。

• Chapter 9 ICAO 理事会(続き)

航空の進歩、ならびに国際航空業務の運営に必要な情報の要請、収集、審査、公開。

本条約の**違反、および理事会の決定事項や勧告の不履行を締結国に通告する。**

違反通告後の一定期間内に、**処置がとられない場合に、これを総会に報告する。**

本条約のChapter 51に従い国際標準と勧告方式を採択し、ICAO ANNEXES)として各締結国に周知する。

付属書の改正にかかわる航空委員会の勧告を審議し、必要な処置を執る。

本条約に関して締結国が付託する問題を審議する。

- また、理事会には以下の**随意的任務**が課せられる；

地域の特性上、妥当であり、かつ経験上も望ましい場合には、地域ごとに運送小委員会を創設し、また、理事会が交渉できる国または航空会社の集団を定める。

本条約に付加的な理事会の任務を、航空委員会に委任する。

航空運送および航空に係る、国際的に重要な全ての問題について調査し、その結果を締結国に通知する。さらに各締結国間の情報交流を促進する。

幹線ルートにおける国際航空運送や、国際的な所有権などの、国際運送の実施やICAOに係わりのある事柄を研究し、それらに関する対処方針を総会に提起する。

国際航空の**発展を阻害する事態**が見受けられる場合には、締結国の要請に基づいてこれを調査し、必要であればその結果を報告する

- Chapter 10 ICAO-航空委員会(ANC)
 - 航空委員会は、**理事会が任命**する12人の委員から構成され、以下の任務が課せられる；
ICAO ANNEXESの**修正**を審議し、採択するものを**理事会に勧告**する。
必要に応じ**専門部会を設置**する(ここには全ての締結国が代表を出す事ができる)。
航空の進歩に必要、かつ有用と認められる全ての情報の収集、および締結国への周知 に関して**理事会に助言**する。
 - 委員は、あらかじめ締結国が指名する者の中から選ばれますが、航空の理論および実際について適切な資格および経験を有している事が条件となる。
- Chapter 11 ICAO-職員
 - この章で事務局長をはじめ、ICAO 職員の**任命や身分**について定められている。
- Chapter 12 ICAO-会計
 - 総会は年次**予算**を表決し、それに基づいた経費を各締結国に割り当てる。
 - 年次**決算**は総会にて報告される。
- Chapter 13 その他の協定
 - この章では他の国際機構や協定との関係を規定している。

• Chapter 14 情報と報告

- 航空委員会は、**理事会が任命**する12人の委員から構成され、以下の任務が課せられる； ICAO ANNEXESの**修正**を審議し、採択するものを**理事会に勧告**する。
必要に応じ**専門部会を設置**する(ここには全ての締結国が代表を出す事ができる)。
航空の進歩に必要、かつ有用と認められる全ての情報の収集、および締結国への周知 に関して**理事会に助言**する。
- 委員は、あらかじめ締結国が指名する者の中から選ばれるが、航空の理論および実際について適切な資格および経験を有している事が条件となる。

• Chapter 15 空港その他の航空施設

- 各締結国は、国際航空が自国の領域内で行なわれる場合、シカゴ条約の定めるところに従い航空路および空港を指定する。
- 理事会は、空港やその他の航空施設(無線および気象を含む)に問題がある場合、解決策につき勧告する事が出来るが、当該国に財政上の問題がある場合には、要請に応じて一部または全部を**負担**することが出来る。
- 更には、そうした施設の設置および維持管理を**理事会が行なう**事がある。本章ではそのような場合の資金の拠出、および回収を含む取り扱いの詳細を定めている。

• Chapter 16 共同運航とサービス

- 本章では、複数の締結国が共同組織で運航やサービスを提供する場合のICAOとの係わりを定めている。

- **Chapter 17 他の航空協定や取決め**
 - 本章では、本条約の発効以前から存在する航空協定や航空取決めとの関係の整理や、他に何らかの**新たな**協定を結ぶ場合の取決め、などについて定めている。
- **Chapter 18 紛争および違約**
 - 本条約および付属書の解釈または適用に関して、複数の締結国間に意見の相違があり当事者間の交渉で解決できない場合には、その関係国の要請に従い、理事会が解決を図る。
 - 解決のための理事会の決定に従うことに不服ある場合には、当該締結国は他の紛争当事者と、協定する特別仲裁裁判所、または常設国際司法裁判所に提訴する事が出来る(別途、仲裁手続きあり)。
 - ある国際航空企業が本条約に従って運営されているかどうかについての理事会の決定は、提訴の結果が決定されるまでの間もそのまま有効であるが、その他の事項に係る理事会の決定については、提訴が決定した段階で効力が停止される。
 - 特別仲裁裁判所、または常設国際司法裁判所の提訴に係わる判断が決定すると、これは最終的なものであり、拘束力を有する。
 - 各締結国は、自国の領空を通過する締結国の航空企業が、上述の最終決定に違反していると理事会が決定した場合には、当該航空企業の運航を許可しない事となっており、また総会は違約国と認められた締結国の総会および理事会における投票権を停止する。
- **Chapter 18 戦争**
 - シカゴ条約は、戦争または国家緊急事態宣言下では、関係締結国の行動に何ら制限を課するものではないとしている。

- Chapter 19 **他の航空協定や取決め**
 - 本章では、本条約の発効**以前**から存在する航空協定や航空取決めとの関係の整理や、他に何らかの**新たな**協定を結ぶ場合の取決め、などについて定めている。
- Chapter 20 **付属書**
 - 理事会によるICAO ANNEXESの採択および改正に関し、**理事会における決定には3分の2以上の投票が必要**であるとされている。
 - 理事会がそれを各締結国に送付した後、**3ヵ月後**、あるいは理事会が別途定めた期間経過後に発効となるが、締結国の**過半数がこの期間内に不承認**を理事会に届け出た場合は、この限りではないとされている。
 - 理事会は、その効力の発生を全ての締結国に直ちに通告する事、と定められている。
- Chapter 21 **批准、加入、改正、条約の破棄**
 - シカゴ条約の改正案は、**総会の3分の2以上の投票によって承認された後、総会が定める数(加盟国総数の3分の2以上)の国が批准した時点で、その国々の間で効力が発生する。**
 - 総会が改正の性質上正当と認める場合には、その**採択を勧告する決議**を行い、そこで指定された期間以内に批准をしない国は、この機関の加盟国およびこの条約の当事国の資格を失うものとしている。
 - 本章ではその他、条約の批准、条約への加入、および破棄に係わる条件や手続きを定めている。
- Chapter 22 **定義**
 - Article 5 の“stop for non - traffic purposes”とは「旅客、貨物または郵便物の積込・取り卸し目的、以外の目的による着陸を指すと定義している

- **ICAOの組織**

- 総会 (The Assembly)
- 理事会 (The Council) : 3年の任期選ばれた33カ国の代表(現在わが国を含む)で構成され、ここでICAO Annexの基準(Standards)や推奨手順(Recommended Practices)が採択される。トップとして理事会長(President of The Council)が指名され、
- 理事会の下部機構として、4つの委員会、が設けられている
技術的事項を取り扱う**航空委員会** (Air Navigation Commission)、
経済的事項を取り扱う**航空運送委員会** (Air TransportCommittee)、
航行支援サービス・財務共同委員会 (The Committee on Joint Support of AirNavigation Services and The Finance committee)、
- 事務局 (The Secretariat) : **事務局長** (Secretary General)の下に5つの局 (Bureau)で構成されている。

- **ICAO ANNEXの構成**

- ICAO Annex はシカゴ条約に基づいて、理事会で採択されたICAOの基準(Standards)や推奨手順(Recommended Practices)であり、条約の付属書 (Annexes)として位置付けられており、その構成は；
- Annex 1 : Personnel Licensing
- Annex 2 : Rules of the Air
- Annex 3 : Meteorological Service for International Air Navigation

- ICAO ANNEXの構成 (続き)
 - Annex 4 : Aeronautical Charts
 - Annex 5 : Units of Measurement to beUsed in Air and Ground Operations
 - Annex 6 : Operation of Aircraft
 - Annex 7 : Aircraft Nationality andRegistration Marks
 - Annex 8 : Airworthiness of Aircraft
 - Annex 9 : Facilitation
 - Annex10 : Aeronautical Telecommunications
 - Annex 11 : Air Traffic Services
 - Annex 12 : Search and Rescue
 - Annex 13 : Aircraft Accident and IncidentInvestigation
 - Annex 14 : Aerodromes
 - Annex 15 : Aeronautical InformationServices
 - Annex 16 : Environmental Protection
 - Annex 17 : Security: Safeguarding International Civil Aviation Against Acts of Unlawful Interference
 - Annex 18 : The Safe Transport of Dangerous Goods by Air

- ICAO ANNEXの構成（続き）

- 基準(Standards)と推奨手順(Recommended Practices)には以下のような違いがあるが、両者を総称してSARPsと略称されている。

基準(Standards) : 規則に則った安全な国際航空のために加盟各国が一様に守らなければならない基準。もし加盟国の基準がICAOのそれと異なる場合には、条約の条項第38条に基づいて、当該加盟国は理事会にその相違内容を通報する義務を負っている。

推奨手順(Recommended Practices) : 規則に則った、効率的で安全な国際航空のために加盟国による励行が望まれる手順。もし加盟国の手順がICAOのそれと異なる場合には、(通報義務は課せられないが)理事会への通報が望まれる。

- 本体を構成するその他

付録(Appendices) : 別途付されている資料であるが、基準や推奨手順と同等の効力を有する。

定義(Definitions) : 説明するまでもなく意味が明確なものを除く用語の意味定義。ANNEX毎に設けられている。

図表(Table and figures) : 基準や推奨手順と同等の効力を有する。

- ANNEXの本体を構成するものではなく、**効力を有しない**記述。

序文(Forwards) : 当該ANNEXの改訂経緯や加盟国における取扱が記述されている。

手引き(Introductions) : 章などの冒頭にその理解を助けるための説明文。

注(Note) : 注釈

添付(Attachment) : 補足資料、或いは実践のためのガイドとなるもの。

- ANNEX Personal License
 - パイロットやフライト・エンジニア等の乗務員や乗務員以外の整備従事者、運航管理者、航空管制官に要求される資格に関して以下を定めている。
 1. 資格の種類。
 2. 資格取得に要する年齢条件、知識、経験、訓練、技量、航空身体検査証明。
 3. その資格に於いて実施できる業務。
 4. 航空身体検査証明の種別と取得条件。
- ANNEX RULES OF THE AIR
 - 全ての飛行で遵守すべきGeneral Rule で定めている主な事項は：
 1. 人や財産を守る上での基本的事項、例えば低空飛行の限界や巡航で守るべき高度(FL)。
 2. 衝突を避けるための基本的取決め、例えば航空機に装着すべき灯火、近接した場合の優先権(right of way)、飛行場付近の空域での飛行のルール。
 3. 飛行計画(Flight plan)について、その提出義務、内容、変更手続き、と飛行完了の報告義務。
 4. 遭難や、緊急時に航空機から発せられる信号(例: MAYDAY)、迎撃を受けた場合の交信方法、飛行場の灯火や標識板、その他の“SIGNAL”に関する取決め。
 5. 航空管制について、クリアランスの取得、と遵守、変更手続き、位置通報など航空機からの義務報告事項など。

- ANNEX RULES OF THE AIR(続き)
 - The Visual Flight Rule で定めている主な事項は:
 1. 有視界飛行方式で飛行できる気象状況(VMC)の定義。
 2. 管制空域などを飛行する場合の制約。
 3. 夜間飛行に係わる制約。
 4. 巡航で守るべき高度(FL)。
 5. 最低飛行高度、とりわけ人が集合している地域上空の特別な最低飛行高度。
 6. 有視界飛行方式による飛行が航空管制の管理下で行われる場合の条件。
 7. VFR からIFR への変更手続き。
 - The Instrument Flight Rule で定めている主な事項は:
 1. 最低飛行高度。
 2. IFR からVFR への変更手続き。
 3. 管制空域内ではすべからず航空管制に従うこと。
 4. 管制空域外での巡航で守るべき高度(FL)、装備されるべき通信能力と位置通報

- ANNEX OPERATION of AIRCRAFT

- ANNEX にはオペレーターが遵守すべき要件が3つのPart に定められている

Part International Commercial AirTransport - aeroplanes 国際線を商用運航するオペレーターが遵守すべき要件。

Part (&) International General Aviation - aeroplanes(rotercraft) 国際的なゼネラル・アビエーション運航者が遵守すべき要件。

1. 運航を行う上での**基本要件**としては:

オペレーターは法規に則り安全な飛行を行う**運航責任**を有しており、事故防止と安全の向上に努めなければならない[Part2 では機長・PIC に運航責任がある]。

運航の管理と監視、訓練、整備の体制を当局へ実証の上、かつオペレーターの登録国当局の定期的監視のもとに許可されているAir Operator Certificate(事業許可)を取得していること

オペレーターの登録国当局の承認を得た**オペレーションズ・マニュアル**に従い運航を実施すること[Part では本要件は無い]。

航空機の**耐空性**、および気象情報を確認の上、**飛行計画**を準備しそれに基づいて運航を実施

2. 運用限界(騒音規制による重量限界も含む)については航空機の登録国の定めるFlight Manual「飛行規程」に従うこと。

- ANNEX OPERATION of AIRCRAFT(続き)

- 3. 機器やドキュメントの搭載要件について:

- ドキュメントとしてはオペレーションズ・マニュアル(MELを含む)、および航空機運用規程 [Part では 飛行規程、航路図、迎撃対応マニュアルの搭載が要件]。

- 航空機の登録国当局の認可に基づく、基本的な計器や消火器等の器具の他、CVR、FDR、GPWS、ACAS の搭載要件。

- 4. 通信機器や航法機器の搭載要件

- 5. 整備についての要件としては(この項で当局とは航空機の登録国当局を指す):

- 整備作業が適切に行われ、当局により認可された体制のもとにメンテナンス・リリースされなければ航空機を運航に供することは出来ないこと。

- 整備作業は当局の認可を得た「整備管理規程」に従い行うこと [Part では整備管理規程の要件は無い]。

- 当局の認可を得た「整備要目」に従い定例整備を行うこと。

- 修復、修理、改修、等非定例整備は航空機の当局の認可する耐空性の要件に従って行うこと。

- 整備や運航の経験を分析、評価の上当局に報告すると共に、耐空性の継続のために当局より受けた必須な指示(AD など)に対応した処置を講じること。

- 当局により定められた記録の維持を行うこと。

- 当局により定められた認定整備施設に係わる要件。

- ANNEX OPERATION of AIRCRAFT (続き)

- 6. 技能証明に加え運航乗務員に要求される訓練、審査、資格

- 技量審査、資格に係わる要件については:(当局とはオペレーターの登録国当局を指す)
[Part にはこの要件は無い]。

- a)年次の緊急避難訓練(審査は行われぬ)。

- b)当局の認可を受けたオペレーターの施設とプログラムに従い、異常時、緊急時への対応や操作、そこでの乗員相互連携の他、危険品輸送、ヒューマンファクター訓練に係わり、定められた期間内の繰返し訓練と、審査が行われること。

- 年に2回、パイロティング・テクニク、および上述の訓練に関するものを含めて当局の管理下で技量審査が行われる。**

- 飛行時点から遡る90日以内に3回の離着陸経験を有すること。

- 機長は運航する**路線に関する資格**を取得し、且つ経験要件を維持すること。

- 7. 運航乗務員の飛行時間、勤務時間、休息時間の制限についてはオペレーターの登録国当局の設定する規則に基づき行うこと[Part にはこの要件は無い]。

- 8. 運航管理者の任務と資格に係わる要件
[Part にはこの要件は無い]。

- ANNEX OPERATION of AIRCRAFT(続き)

- 9. 具備すべき規程類、ログ、記録の内容に係わる要件について

- [Part にはこの要件は無い]

- オペレーションズ・マニュアル(Appendix 2に記述)

- 飛行規程。

- 整備管理規程。

- 整備要目。

- 航空日誌。

- 非常用、生存用器具の搭載リスト。

- FDR 記録の保持。

- 10. 客室乗務員について[Part にはこの要件は無い]

- その職務、訓練、

- およびオペレーターの登録国当局が設定する飛行時間、勤務時間、休息時間の基準に係わる要件について

- 11. 航空保安について:

- 操縦室の強化型ドア関連の要件(2003年11月1日に発効)。

- 武器・爆発物捜査のチェックリスト。

- ハイジャック対応訓練プログラム

- ANNEX Airworthiness

- Part - 証明を行う手順と、航空機を運用する中で証明を継続する手順。

- 1. 型式証明とは：

- Annex8 では**耐空性に係わる設計面での要件**を示している。

- 図面を含む書類上の証拠、および検査結果や試験飛行結果等の証拠がある場合、設計国、または設計国**以外**の加盟国により発行されるところの、設計にかかわる証明。

- 2. 製造に関してなされる認可に関して：

- 航空機の製造国は認可された設計に従って航空機が製造されたことを確認すること。

- 部品の製造国は認可された設計に従って部品が製造されたことに責任を有する。

- 航空機の製造国および部品の製造国は、それぞれ製造にかかわる認可をするにあたって、それが適切な品質管理体制の下に行われたことを確認しなければならない。

- 3. 耐空証明とは：

- 耐空証明**は特定の航空機が**耐空性に係わる設計面での要件**を満たしていると認められる場合に、加盟国により発行される証明である。

- 当該航空機が他の加盟国に登録された時その**耐空証明**は条件を付して移行できる。

- 耐空証明**は航空機の登録国の法規に定める**耐空性が継続される要件**に従って定期的検査の上更新される(あるいは認可された検査体制下での適合を確認の上)。

- 当該航空機には運用限界を示す飛行規程、ブラカード等が必要である。

- ANNEX Airworthiness(続き)

4. 耐空性が継続される要件:

航空機の登録国は以下を含む航空機の**耐空性が継続される要件**を定める。

- a) 改修、修理、あるいは部品の取外し取付けに関する耐空性継続の要件。
- b) Annex6 Operation Of Aircraft に定める整備要件(整備要目やADの実施など)。

上述の**耐空性が継続される要件**を満足している場合、航空機の登録国は**耐空性**の継続を認める。

5. 耐空性の継続に必要な情報:

航空機の**登録国**は運航における耐空性に係わる重要な不具合や、経験が報告される体制を確立し、そこでの情報を設計国に報せる。

設計国はこの情報に基づくものを含め、耐空性の継続と安全運航に必須な情報(改修、検査、整備要目の変更、運用限界や操作方法の変更など)を航空機の登録国に伝える。

航空機の**登録国**は独自に、あるいは設計国の情報に基づき、必要な処置を講じる(ADの発行など)

- Part A, B,

機体の大きさ、設計時期などによるカテゴリーごとの**設計と試験の要件**(航空法施行規則付属書第一に相当)が定められている

注) Annex8 では国際運用がなされないであろう小型機(5.7t以下)の設計や試験の要件は定められていない

- ICAO による ICAO ANNEX **以外**のドキュメント
 - 国際民間航空条約の付属書である ANNEX の他に **理事会の認可の下**、航行支援サービスの手順に関するドキュメントである PANS および SUPPS が発行される (説明省略)。
 - この他、**事務局長の権限**で発行されるものに以下がある。

Technical Manuals : SARPs や PANS を解釈する、あるいは採り入れる上でのガイドや情報を提供するもの。

Air Navigation Plans : 航行援助に関するサービスや施設に関する要件の詳細。

ICAO Circulars : 特定の技術的な検討事項など、加盟国の関心の深い情報をトピック的に特集して提供する。